

## 第2回宮城大学法人化推進会議 会議要旨

- 1 日 時 平成19年2月8日(木) 14:00~17:00
- 2 場 所 宮城県庁行政庁舎10階 1001会議室
- 3 出席者 池戸委員,石垣委員,伊東委員,大橋委員,鈴木委員,千葉委員,徳永委員,松元委員,馬渡委員(50音順)
- 4 会議の内容

### 総務部長挨拶要旨

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。昨年9月に、知事が県議会で「宮城大学の法人化」を表明してから5ヶ月になります。一昨日は、予算を発表し、財政状況の厳しい中で富県へのテイク・オフをしたところですが、大学の法人化につきましても富県戦略の中では重要なことと考えております。

2回目となります今日の推進会議では、前回10月27日の会議で承認された事項のうち、今年度中に策定することとしております「宮城大学の法人化基本方針」の案について、御審議をお願いすることにしております。

この基本方針に記載する項目につきましては、前回の会議で御承認いただいておりますが、このうち、はじめの3項目「1の宮城大学の現状と課題」から「3の教育研究」までにつきましては、この会議までに作成が間に合いませんでしたので、今日は「4の組織・運営」以降について御審議いただく予定にしております。

前回の会議の後に、この推進会議のもとに4つの専門部会が立ち上がり、各専門部会において、基本方針案について鋭意検討されてきておりますので、今日の会議では、それぞれの専門部会から説明をお願いすることにしております。

この基本方針は、次回3月の会議で案を決定するスケジュールになっており、あまり時間的な余裕はございませんが、宮城大学のより良い法人化の指針となるよう、活発な御審議をいただければ幸いに存じます。本日はよろしく申し上げます。

### 協議事項及び発言要旨

宮城大学の法人化基本方針(案)について

各専門部会の部会長又は職務代理者から、各々の審議結果について説明した。

#### 【組織・運営】

(1) 設立については、異議なし。

(2) 名称については、異議なし。

#### (3) 役員

(委員)

基本方針の中で、理事長と学長が「一体型」か「分離型」かについて述べることは重要なポイントと考えており、基本方針を策定する3月までには合意しておく方が良いと思います。個人的には、案の2の「一体型を基本に検討する」とした方が法人化の趣旨に合うと思いい、「分離型」では法人化のメリットが実現されないと考えています。先行する公立大学法人でも、当初は「分離型」の法人がいくつかありましたが、最近法人化しているところについて

は、ほとんどが「一体型」となっています。また、関連して申し上げますと、「一体型」を進めていくということであれば、「副理事長を置く」ことでも良いと考えます。

(議長)

案の1についてはどのように考えていますか。

(事務局)

「一体型」「分離型」については、それぞれメリット・デメリットがあり、専門部会で審議した結果、定款作成までに決めていけば良いのではないかとということで、両論併記の記載としたものです。先行する公立大学法人では、当初は「分離型」を採用するところがありましたが、地方独立行政法人法上は「一体型」かつ「副理事長を置く」ことを原則としていることもあり、最近では原則どおりにしているところが多く、それでも良いとの判断はあります。基本方針への記載の仕方については、推進会議で御審議いただければ良いと考えます。

(議長)

「一体型」や「分離型」のメリットとしてはどういうものが考えられますか。

(事務局)

「一体型」のメリットとしては、法人経営と教育研究双方の総合的・機動的な運営が容易になること、迅速な意思決定が可能になること、人件費負担の軽減があげられます。また、「分離型」のメリットとしては、理事長への過度な業務負担集中の回避が可能になること、理事長は法人経営に学長は教育研究にそれぞれ専念が可能になることがあげられます。

(委員)

業務負担の集中等といった「一体型」のデメリットと考えられるところは、「副理事長を置く」ことで回避できるのではないかと思います。

(議長)

メリット面からすれば、学部数が多く、大きな大学であれば「分離型」を取らざるを得ないと思いますが、本学の場合は規模的にどうでしょうか。国立大学法人の場合はどうなっていますか。

(事務局)

国立大学法人については、国立大学法人法に基づき、全ての法人が「一体型」となっています。公立大学法人の場合は、「一体型」にするか「分離型」にするかを含め、地方自治体に判断を委ねるという観点で法律が来ています。

(議長)

これまでの議論を考えれば、「一体型」かつ「副理事長を置く」ことが一番良いと思いますが、基本方針への記載はどうすべきでしょうか。先行する公立大学法人ではどのようにしていますか。

(事務局)

先行事例では、ほとんどが「一体型」や「分離型」と明確に記載しています。

(議長)

今の段階で合意形成できるものであれば、基本方針にも記載した方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

「一体型」で異論がなければ、基本方針の一番大事な部分でもありますので、そうした記載をすることは良いと思います。

(委員)

法の精神から、原則論で問題がないのであれば、そのようにすることで良いと思います。

(議長)

関連して、役員の数についてはどう考えますか。

(事務局)

役員の数数は定款への記載事項であり、担当理事を置くかどうかも含めての議論が必要と考えられますので、今後検討を行うことで良いと思います。

(委員)

理事については、常勤が基本となって議論されているようですが、非常勤を含めた検討も必要と考えられるため、もう少し時間をかけた方が良いと思います。

(議長)

それでは、理事長と学長の関係については「一体型」を基本に検討すること、「副理事長は置く」ことを基本とすること、役員については、案の1の「役員の人数や職務等について検討を行う」ことを基本として記載していただければと思います。

#### (4) 理事会 (5) 経営審議機関 (6) 教育研究審議機関

(議長)

理事会の審議事項や他機関との役割分担については、どういう論点があるでしょうか。

(事務局)

役員会の審議事項については国立大学法人法に規定があり、それに倣って記載しています。あくまで想定される審議事項であり、最終的には定款で定めることになります。

なお、基本方針には、審議事項まで記載していない事例もあります。

(委員)

想定される審議事項の記載内容は良いと思いますし、経営審議機関や教育研究審議機関との振り分けもおおよそ出来上がっているのではないかと考えています。ただし、用語については、若干の整理が必要かとは感じています。中でも「学則」の記載については、もう少し抽象的に「法人の基本的な規則」としても良いと思います。また、外部評価と第三者評価には違いがあって、外部評価とは外部の方に依頼して行うもの、第三者評価とは認証評価機関による評価と考えており、外部評価という記載では、それしかやらないのかという誤解を与えてしまう可能性があり、表現について配慮していただければと思います。

(委員)

確認ですが、ここで言う職員とは、教員と事務局職員を指すのでしょうか。

(事務局)

教員と事務局職員を合わせた概念になります。

(委員)

理事会等各機関の役割分担については、今後検討を行っていく上で整理されていくものと考えれば、あえて想定される審議事項をあげる必要があるのかとの疑問があります。また、理事会と両審議機関との審議事項で重複している部分があり、記載することでむしろ混乱が生じないでしょうか。

(議長)

意思決定の流れはどのようになりますか。

(事務局)

先行事例では、理事会は重要事項を決定する場として方向性を決定し、各審議機関で承認を得た上で、執行しているケースがあります。審議を理事会から始めるのか、審議機関での審議に基づいて理事会を行うのかについてはそれぞれ方法があるようですが、いずれにせよ、大学における意思決定は理事会で行われているようです。

(委員)

個人的には、理事会で原案を出して、各審議機関での審議結果を踏まえて、最終的には理事会で決定を行うものと認識しています。

(委員)

各審議機関の想定される審議事項は、経営・教育双方の位置づけを分担している記載にはなっています。基本方針が、県民の方に対して示す内容と考えれば、審議事項についてもイメージが湧くような表現にする必要があると思います。

(議長)

審議事項については、現時点で役割分担できるものについては記載することではどうでし

ょうか。その上で、役割分担等の詳細については今後検討するという表現で整理していただければと思います。他に、(5) 経営審議機関(6) 教育研究審議機関について意見はありますか。

(委員)

経営審議機関の における「法人の経営に関する事項」は、具体的なイメージがあれば教えて欲しいと思います。

(事務局)

教員の採用人数が、中期目標・中期計画等に則った人員についての管理計画内に収まっているかどうか、教員の対外的な評価から判断して、当該者を採用することが法人にとって妥当かどうか、といった事項を想定しています。

(委員)

専門部会の議論では、予算に絡んだ人件費の関係により、採用する人・役職が異なることが想定されるとの話も出ました。

(委員)

教育研究審議機関の構成員となる「職員等」はどういうことを想定していますか。

(事務局)

学外者を指して「等」という表現にしています。学外者には、他大学の先生や民間の方が入っている事例もあります。

## (7) 教授会

(委員)

これまでの記載と比べて、この項目だけ記載の仕方に違和感を覚えますが、何か理由がありますか。

(事務局)

教授会は学校教育法第59条に規定される審議機関です。法人化後は、教育公務員特例法が適用外となるため、教授会で教員の採用や昇任を審議する根拠規定がなくなります。教員の採用等については、教育研究審議機関で審議することを想定しており、それを踏まえた記載にしています。

(委員)

学校教育法に基づき、教授会は重要な事項を審議する場です。確かに、法人化により教育公務員特例法は適用外となりますが、教授会の審議事項をどうするかについては、十分に検討した方が良いでしょう。これですと、採用関係については教授会の審議事項から外すことを想定していると考えられるため、もう少し違った表現の方が良いでしょう。

(議長)

現状の記載では、県民の方が見た場合に、教授会の位置づけを誤解してしまう恐れがあります。法律に基づいた原則を述べた上で、審議事項を精選する等といった記載にさせていただければと思います。

## (8) 学長選考機関

(委員)

各審議機関の人数が決まらない現時点において、各審議機関から同数選出された者で構成するという記載には違和感があります。ここは「各々同数選出された者を基本として検討する」といった記載で良いでしょう。

(議長)

「各々同数を基本とする」といった記載にさせていただければと思います。

## (9) 事務局組織については、異議なし。

## (10) 教育研究組織

(委員)

地域連携センター等、各センターの機関を「教育研究支援組織」として記載してはどうでしょうか。

(事務局)

現在の組織としてあるものについては、「全学委員会等」ということで記載しています。

(11) 業務内容等については、異議なし。

## 【目標・評価】

### (1) 中期目標

(委員)

今の段階で数値化できるものの例示は必要でしょうか。また、記載項目については、教育研究と地域貢献の項目は、分けて記載してはどうでしょうか。

(事務局)

数値化については専門部会でも議論になりましたが、県民の方に説明するものとの視点から例示も入れることにしました。また、地域貢献については、専門部会での審議の結果入れることとしたものですが、別項目としても良いと考えます。

(委員)

教育研究の面でも地域貢献はあります。県立大学ですので、地域貢献は非常に重要なものとの観点から入れたと思いますが、記載の仕方をどうするかですね。

(議長)

数値化については、例示がないとイメージが出来ないことも多いので、表現は考えるとしても記載すること自体は良いのではないのでしょうか。また、地域貢献については、本学に合った表現で別項目にしていただければと思います。

### (2) 中期計画（数値化の表現と項目立てについては、中期目標と同じ記載にする。）

(委員)

記載項目の中の「県の規則で定める業務運営に関する事項」とは、どういうことを想定していますか。

(事務局)

先行事例では、施設整備に関する計画や積立金の用途について記載しているケースがあり、そうしたことを想定しています。

(3) 年度計画については、異議なし。

### (4) 評価委員会

(委員)

宮城大学独自の評価委員会を置くことになるのでしょうか。

(事務局)

本県の場合は、県全体にかかる評価委員会は置いていません。県立こども病院についても独自で評価委員会を置いています。

(委員)

外部有識者については、「大学に関し広くかつ高い識見を有する者」として、経営審議機関の記載と統一しても良いのではないのでしょうか。

(事務局)

外部有識者は、必ずしも大学運営に精通している方とは限らず、そうした方だけの構成では教育研究の特性とは違う視点から評価されてしまうことも考えられるため、「大学運営に

高い識見を有する者の参画も得る」という記載にしたものです。

(議長)

大学運営に高い識見を有する者の参画は必要と考えられますので、表現を検討していただければと思います。

#### (5) 評価制度

(委員)

外部評価というと、大学が外部の方に依頼して行う評価、例えば、本学が平成14年度に行ったものをイメージしますが、そういうことでしょうか。

(事務局)

ここで言う外部評価とは、そうしたものではなく、評価委員会や認証評価機関による評価を考えています。

(委員)

認証評価機関については、この方針の中で初めて出てくるものであり、規定する法律を述べた方が良いと思います。

(議長)

外部評価という表現は外しても良いのではないのでしょうか。また、認証評価機関については、法律に基づく記載とすることで検討していただければと思います。

#### **【財務・予算】**

(1) 会計制度については、異議なし。

(2) 財産的基礎については、異議なし。

#### (3) 運営費交付金等

(委員)

起債は出来るのでしょうか。

(事務局)

起債の場合は県が行い施設整備等をして、大学に出資等により措置することになると思います。財源については、県の財政状況を勘案する、という記載の検討もしましたが、入れなくても明らかなことから、あえて記載はしませんでした。また、剰余金が生じた場合の用途を中期計画の中に盛り込んで、積み立てた剰余金を施設整備に充てることは出来ます。

#### (4) 自主財源

(委員)

「獲得」という記載に違和感がありますが、導入等、もう少し柔らかい言葉はないのでしょうか。

(事務局)

外部資金については、「獲得」という表現を用いることが多いので、こうした記載にしています。

(議長)

適切な表現を検討していただければと思います。

#### (5) 監査体制

(委員)

県の監査も行われるのでしょうか。

(事務局)

県の監査については外部監査として行うことになり、会計監査人等に含んだ記載にしています。

(議長)

県が責任を持って行う意味から、県の監査についても明記した記載にしていただければと思います。

#### (6) 資金・資産の管理運用

(議長)

短期借入金の制度化とはどういう意味ですか。

(事務局)

法人が短期借入をできることは法律に明記されており、借入が必要とされる場合の対応を検討するとの観点で記載しています。

(議長)

短期借入が法律で認められているのであれば、あり方といった言い方が適切と考えるので、表現を検討していただければと思います。

#### **【人事・労務】**

(1) 職員の身分については、異議なし。

#### (2) 教員の人事・評価

(委員)

任期制を進めることについては慎重に取扱いをすべきと考えています。とりわけ、看護学部の場合は、教員が非常に不足している実情から、任期制の適用による教員の流出が予想されます。

#### (3) 事務職員の人事・評価

(議長)

先行する公立大学法人では、独自の事務職員の採用はあるのでしょうか。

(事務局)

先行事例では、多数の応募者がおり、当初の採用計画を変更して対応しなければならないという話も聞いています。また、事務職員全体に占めるプロパー職員の割合についても、かなりの議論が必要になると考えています。

(委員)

法人化後当分の間は職員を派遣し、その割合について検討するということは、一定割合は恒久化するとの趣旨でしょうか。

(事務局)

法人化後すぐに、全員をプロパー職員とすることは難しいため、当分の間は県から職員を派遣するという意味で記載しています。その中で、派遣職員とプロパー職員との割合についても検討が必要ということです。

(委員)

全ての事務職員をプロパーとすることが望ましいかという議論があり、その割合をどの程度にするか、職種はどういったものにするか、そういうことを検討する趣旨だと、個人的には理解しています。全ての事務職員のプロパー化は問題があると思っていますが。

(議長)

国立大学法人の状況はどうなっていますか。

(委員)

実際は国からの派遣が多いと聞いています。これに関連して、派遣された人の給与体系は

どのようになるのでしょうか。

(事務局)

派遣法(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律)では、派遣先が労働条件等を派遣元に示して、それを派遣者に示し、当該人の同意を得た上で派遣が行われることとなります。そのため、派遣者については、派遣先の給与体系に従うこととなります。ただし、先行事例では法人移行後間もないことから、県の給与制度に沿って行っているものが多いと聞いています。

(4) 報酬・給与については、異議なし。

(5) 服務その他の勤務条件

(委員)

規制緩和という記載は過大な感じがしています。規制が働く部分もあるので、実態に応じた適正なルール化といった記載の方が良いのではないかと思います。

(委員)

兼職兼業のルール化は学内でも検討してきておりますが、規制緩和というのと、今の状態よりもさらに緩和すると教員に誤解される可能性は高いと思います。むしろ、身分が非公務員となるメリットを活かした新たなルールを作成するといった記載の方が良いと思います。

(議長)

兼職兼業については、非公務員となるメリットを活かして、そのルール化やあり方を検討するといった記載にしていただければと思います。

(6) 福利厚生

(委員)

職員住宅については現実的に大きい問題なので、実態に影響しないような配慮をお願いしたいと思います。

(7) 人員管理については、異議なし。

【情報公開】

(委員)

公表の対象に年度計画は入らないのでしょうか。

(事務局)

法律で公表が規定されているものは多いため、主なものだけ記載しています。

(議長)

記載している全ての事項について公表が義務づけられているのであれば、「～のみならず」や「～も」は不要で、軽重をつけない記載にしていただければと思います。

【法人化のスケジュール】については、異議なし。

【公立大学法人宮城大学(仮称)の概要図】

(委員)

理事会や各審議機関との関係が未確定な状況で、概要図を記載することはどうかと思う。

(議長)

実態に合うような記載が可能であれば概要図を添付することとして、内容を検討していただければと思います。

以上